

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

字の区域の変更等

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(七件)

土地改良事業の認可(十九件)

土地改良法による換地処分

## 告 示

### 鳥取県告示第百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩本地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十五年八月二十日現在の地番による。)
大字八橋字北田	大字八橋字北田のうち二〇二三から二〇二五までの一部、二〇二八の一部、二〇二九から二〇三三まで、二〇三四の一部、二〇三六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八橋字宮ノ前一六九一の二の一部、一六九一の二、一六九一の三、一六九二の二、一七〇〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字中ブケ一八二四の一部、一八二五、一八二六の一部、一八二七の一部、一八二八から一八三〇まで、一八三一の一、一八三一の二、一八三二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字小路前二一一一の一部、二一一二の一部、二一一三の一部、二一一六の一部、二一一七の一部、二一一八、二一一九の二の一部、二一一九の二、二二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字八橋字古川	大字八橋字古川のうち二〇三九の一部、二〇四六の一部、二〇四七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、

	<p>大字八橋字宮ノ前一六九一の一の一部、一七〇一の一及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字馬場一八〇四の一部、一八〇五の一部、一八二六の一部、一八一八の一、一八一八の三、一八一九の一の一部、一八一九の二、一八一九の三、一八二〇、一八二一及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字中ブケ一八二二、一八二三、一八二四の一部、一八二六の一部、一八二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字北田二〇二三から二〇二五までの一部、二〇二八の一部、二〇二九から二〇三三まで、二〇三四の一部、二〇三六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字五反田二〇五二の一の一部、二〇五三の一、二〇五四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字小路前二〇九の一、二一一〇の一の一部、二一一〇の二、二一一一、二一一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八橋字五反田</p>	<p>大字八橋字五反田のうち二〇五二の一の一部、二〇五三の一、二〇五四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八橋字風呂屋一七九二の一、一七九三の一、一七九六、一七九七の一、一八〇一の一、一八〇二の一、一八〇三から一八〇五の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字馬場一八〇三、一八〇四の一部、一八〇五の一部、一八〇六の一、一八〇七の一、一八一五の一、一八一六の一の一部、一八一九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字古川二〇三九の一部、二</p>
<p>大字八橋字小橋</p>	<p>〇四六の一部、二〇四七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八橋字鋤ヶ崎</p>	<p>大字八橋字小橋の全域、大字八橋字鋤ヶ崎二〇八二の一の一部、二〇八二の二の一部、二〇八六の一部、二〇九二の五の一部、二〇九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字御敷田二〇〇〇の九の一部、二一〇〇の二、二一〇一の一の一部、二一〇二から二一〇四までの一部、二一〇五の一から二一〇五の一五まで、二一〇六、二一〇七の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八橋字御敷田</p>	<p>大字八橋字鋤ヶ崎のうち二〇八二の一の一部、二〇八二の二の一部、二〇八六の一部、二〇八七の二の一部、二〇九〇の二、二〇九一、二〇九二の二、二〇九二の四、二〇九二の五の一部、二〇九三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字八橋字御敷田</p>	<p>大字八橋字御敷田のうち二一〇〇の九の一部、二一〇〇の二、二一〇一の一の一部、二一〇二から二一〇四までの一部、二一〇五の一から二一〇五の一五まで、二一〇六、二一〇七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八橋字鋤ヶ崎二〇九二の四の一部、二〇九三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字柳田二四〇一の一、二四〇二の一、二四〇五の一、二四〇五の三、二四〇五の六、二四〇八の三、二四〇九から二四一一まで及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字清水前二四一二、二</p>

<p>大字八橋字清水 前</p>	<p>四一三の二の一部、二四一四から二四一六までの一部、二四一八の一部、二四二二の二の一部、二四二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一六と一体をなす国有地の一部並びに大字八橋字イサモリ二四三九の二、二四四〇の二の一部、二四四〇の四の一部、二四四二の五及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字八橋字柳田</p>	<p>大字八橋字柳田のうち二四〇一の一、二四〇二の一、二四〇五の一、二四〇五の三、二四〇五の六、二四〇八の三、二四〇九から二四一一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八橋字小路前二一〇の一の一部、二一一三の一部、二一一四の一、二一一五の一、二一一五の二、二一一六の一部、二一一七の一部、二一九の二の一部、二二二〇、二二二一の一、二二二二の二、二二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字粟子前二四二三の三</p>	<p>大字八橋字粟子 前</p>	<p>大字八橋字清水前のうち二四二二、二四二三の二の一部、二四一四から二四一六までの一部、二四一八の一部、二四二二の二の一部、二四二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一六と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字八橋字鋤ヶ崎二〇八七の二の一部、二〇九〇の二、二〇九一、二〇九二の二、二〇九二の四の一部、二〇九二の五の一部及び二〇九三の一部並びに大字八橋字イサモリ二四四〇の一、二四四〇の二の一部、二四四〇の三、二四</p>
<p>大字八橋字宮ノ 前</p>	<p>四〇の四の一部、二四四二の三及び二四四二の四</p>	<p>大字八橋字風呂 屋</p>	<p>大字八橋字風呂屋のうち一七九二の一、一七九三の一、一七九六、一七九七の二、一八〇一の二、一八〇二の二、一八〇二の三から一八〇二の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字八橋字馬場</p>	<p>大字八橋字馬場のうち一八〇三から一八〇五まで、一八〇六の一、一八〇七の二、一八一五の一、一八一六の二、一八一八の二、一八一八の三、一八一九の二から一八一九の三まで、一八二〇、一八二二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字八橋字小路 前</p>	<p>大字八橋字小路前のうち二二〇九の一、二二一〇の一、二二一〇の二、二二一一から二二一三まで、二二一四の一、二二一五の二、二二一五の二、二二一六から二二一八まで、二二一九の二、二二一九の二、二二二〇、二二二二の一、二二二二の二、二二二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字八橋字粟子 前</p>	<p>大字八橋字粟子前のうち二四二三の三以外の区域</p>		

大字八橋字イサモリ	大字八橋字イサモリのうち二四三九の二、二四四〇の一から二四四〇の四まで、二四四二の三から二四四二の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	大字八橋字中ブケ

鳥取県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、五本松地区農地開発事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
青谷町役場及び気高町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十九号

昭和五十六年一月七日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（岩坪地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年二月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
大栄町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百二十号

昭和五十五年十二月十五日付けで中山町から申請のあつた土地改良(塩津地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

中山町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百二十一号

昭和五十五年十二月十八日付けで米子市から申請のあつた土地改良(箕地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

米子市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百二十二号

昭和五十五年十二月十八日付けで米子市から申請のあつた土地改良(河崎地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十三号

昭和五十六年一月二十一日付けで米子市から申請のあつた土地改良（旗ヶ崎地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十四号

昭和五十六年一月二十六日付けで福部村から申請のあつた土地改良（福部地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第百二十五号

昭和五十六年一月二十一日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（小路地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和五十六年二月十四日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第百二十六号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（中村地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第百二十七号

河原町から申請のあつた町営土地改良（袋河原地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第百二十八号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（日比野山地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百二十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(細見地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(国安地区農道舗装と暗きよ排水とを一体としたもの)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(松上地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十二号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(舟戸地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(下味野地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(鳥取南部(猪子)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十五号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(三高地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十六号

米子市から申請のあつた市営土地改良(古豊干地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十七号

米子市から申請のあつた市営土地改良(榎原地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十八号

米子市から申請のあつた市営土地改良（浦津地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十九号

関金町から申請のあつた町営土地改良（堀（上井手）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（旭（三部）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十一号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（原手地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十二号

日南町から申請のあつた町営土地改良（花口（洞）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十三号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(旭(福島)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十四号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(穴鴨地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る岩本地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三